



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人まつしろ遊食プロジェクトの設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まつしろ遊食プロジェクト

3 代表者の氏名

伴 利幸

4 主たる事務所の所在地

長野県長野市松代町1361

5 定款に記載された目的

この法人は、松代を将来にわたる松代観光ブランドに立ち上げることを目的とする。観光地として街づくりを推進する中で必要な三大要素「見る・買う・食べる」の中でも「食」という切り口で、松代の従来からある特産品を生かしつつ、新たな食材として地鶏を提案し、その地鶏を実際に地元松代で消費するという「地産地消」の考えを中心に、循環型コミュニティの構築を目指すことによって、松代の街づくりを推進する。地鶏を地域に根付かせ普及する為に、生産・流通・販売体制を確立し今後とも引き継がれ、更なる向上・発展を重ねて、要請に応じて広く社会に還元されいかなければならない。それらの活動の目的は、長野市松代町及びその周辺地域において、特産物としての地鶏を生産し、良質な地鶏を提供する。この地鶏を全国に発信し普及させる事業を行い、観光地としてのまちづくりの推進と地球環境も視野に入れたゼロエミッション型生産で環境保全等広く地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄上田ショッピングセンター

上田市常田2-930-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭栄株

東京都千代田区神田錦町1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住所
イオン株	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住所
イオン株	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)クラフトフーズ	慶野弘美	東京都渋谷区神宮前4-32-12
(株)モリタ	盛田良次	秋田県秋田市中通1-4-4
西脇井沢物産株	荻原義数	北佐久郡御代田町馬瀬口2090
(株)ホットランド	佐瀬守男	群馬県桐生市広沢町4-2430
(株)グリーンハウスマーフーズ	田沼千秋	東京都新宿区西新宿3-7-1
(株)トリプロ	中川桂司	大阪府大阪市東淀川区東中島1-20-19
ジャスフォート株	本田進	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
(有)まつばや	關陸男	上田市中央3-6-3
(株)ワールド	寺井秀藏	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
(株)イーストボーキ	小林孝是	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-8-3
(株)オシワード櫻山	広内武	東京都港区海岸3-14-11
(株)ライトオン	藤原正博	茨城県つくば市東新井37-1
(株)ブルーグラス	木村保	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)コックス	荻原久示	東京都江東区新大橋1-8-11
(株)ブックバーン	柿内宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)タワーレコード	森脇明夫	東京都品川区南品川2-15-9
(株)エービーシーマート	三木正浩	東京都渋谷区神南1-20-9
(株)エムドウ	水谷勝	大阪府大阪市中央区船越町1-6-6
イトキン株	辻村章夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-1-1
(株)東京デリカ	木山茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)ロン都	宮内義人	長野市川中島町御厨997
南海通商株	栗野常康	東京都目黒区中町2-47-5

(株)伊藤眼鏡店	伊藤 良助	長野市南石堂1426
東京シャツ(株)	鈴木 正利	東京都千代田区東神田2-8-12
(有)桜屋	櫻井 孝道	小県郡丸子町石井2492
(株)さが美	石田 敏彦	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
(株)ニコロボーロ	菅田 茂	東京都千代田区外神田6-5-3
(株)マルタ	宮下 晃	飯田市座光寺4601-1
(有)ジョリィ	小石 稔	上田市大手2-2-3
クレアーズ日本(株)	高荷 隆	東京都中央区日本橋蛎殻町1-14-9

4 変更した年月日

平成16年7月26日

5 届出年月日

平成16年8月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年9月24日から平成17年1月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 島内店

松本市大字島内4163-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(有)カワフネ

松本市大字島内3782

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
6か所	6か所

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日
平成16年9月10日5 届出年月日
平成16年9月1日6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工雇用課7 縦覧の期間
平成16年9月24日から平成17年1月24日まで8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号) 様式第8号による。9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

平成16年9月16日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年9月24日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年9月24日

長野県公営企業管理者	古林弘充	
名 称	所 在 地	指定期日
小林商会	千曲市大字打沢203番地12	平成16年9月15日
あさひ水道	長野市三輪3丁目4番30	平成16年9月15日

水道課